

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する
ワーキンググループ（第15回）

令和4年6月17日

【宍戸主査】 それでは定刻でございますので、ただいまより、プラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第15回会合を開催させていただきます。

本日も皆様お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、構成員及び傍聴は、ウェブ会議システムによって実施させていただいております。

事務局よりウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局消費者行政第二課の丸山です。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1から5まで、参考資料が1及び2となります。

注意事項は以上です。

なお本日、石井構成員と太田構成員は御欠席となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろ

しくお願いいたします。

【宍戸主査】 承知いたしました。それでは本日の議事に入りたいと思います。

まず参考資料の2、本ワーキンググループの開催要項、こちらを御覧いただきたいと
思います。特に3ページ、オブザーバーのところを御覧いただきたいと
思います。ロングリ
ストになっておりますが、今回より、一般社団法人MyDataJapan様、一般社団法人電気通
信事業者協会様、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム様、一般社団法人日本
スマートフォンセキュリティ協会様、情報通信消費者ネットワーク様、一般社団法人日本
インターネットプロバイダー協会様、主婦連合会様、一般社団法人日本インタラクティブ
広告協会様、一般社団法人日本経済団体連合会様に、オブザーバーとして以後参加いた
だくということになりました。お集まりをいただき、ありがとうございます。

インターネット上の利用者情報の取扱いということにつきましては、官民の連携を、信
頼感を持って進めることが大事だと思っておりますが、本日からこのような形で多くのス
テークホルダーの方に、本ワーキンググループに参加いただけるということで、主査とし
ても大変ありがたいことだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日はまず事務局より、資料1に基づき、本ワーキンググル
ープの今後の検討の進め方について、それから資料2により、利用者に関する情報の外部
送信の際の措置について御説明をいただき、質疑応答を行います。続きまして、事業者ヒ
アリングとして、利用者に関する情報の外部送信の際の措置について、本日はモバイル・
コンテンツ・フォーラム様、日本インターネットプロバイダー協会様、主婦連合会様の順
に御意見をいただき、そこでまとめて質疑応答をさせていただきたいと思
います。最後に全体を通じた意見交換を行うこととさせていただきたいと存じます。

それでは、議事の(1)事務局説明でございます。事務局より資料1及び資料2につ
いて御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。資料1、資料2につ
きまして御説明を差し上げます。

まず、資料1を御覧いただければと思います。今後の本ワーキンググループの進め方
でございます。この線表にあるとおりでございますが、まず2022年6月13日に改正電気通
信事業法が成立したということございまして、この改正電気通信事業法の第27条の12で
定められております、外部送信規律の施行に向けた検討につきましては、本ワーキンググル
ープにおきまして、先ほど宍戸主査からもお話がありましたように、まさに官民連携した

形でオープンに幅広く御意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

そして、この進め方ですけれども、大きく3つのフェーズに分けて考えていけるかと思っております。

まず、1つ目のフェーズでございますが、プラットフォームサービスに関する研究会といたしましては、昨年の9月に中間とりまとめをまとめておりまして、今年6月に第2次とりまとめをまとめるということが当初より予定をされておりました。プラットフォームサービスに関する研究会につきましては、大きく違法・有害情報、誹謗中傷対策や偽情報対策といった柱と、それから2つ目の柱が本ワーキングで検討しております利用者情報の取扱いについての検討でございまして、第2次とりまとめに向けて議論をいただいているということでございます。

先ほど申しましたように、6月13日に改正電気通信事業法が成立しましたので、その施行に向けて、まず大きな考え方について御議論いただくために、本日につきましても、事業者団体、消費者団体からヒアリングをお願いしているということでございます。また、今回は6月22日に開催する予定でございまして、こちらにおきましても一部事業者団体、消費者団体からのヒアリングを予定しております。ここで第2次とりまとめの骨子案について御議論いただいた上で、6月中に第2次とりまとめ案についてまた御議論いただくという方向で考えております。

この第2次とりまとめ案において、あくまでも外部送信の規律については、施行に向けた主要な方向性、考え方について盛り込むといった位置づけでございます。7月以降に、この第2次とりまとめ案について全体としてパブリックコメントにかけていくということでございまして、こちらにございますように8月目途でとりまとめをしていくという方向で考えております。

次に、2つ目のフェーズでございますが、ここが施行準備としてある意味中核の部分でございます。後ほど詳しく御説明いたしますが、今回の改正電気通信事業法の第27条の12の部分においては、省令において定めていく部分が5つございます。この省令の文言の検討につきましては、8月、9月に本ワーキンググループでぜひお願いをしたいと思っております。この際に、事業者団体、消費者団体から再度ヒアリングを行い、御意見をお伺いしながら検討を深められればと考えております。こちらの省令案につきましては、こちらの線表にございますように、10月にパブリックコメントをかける方向で検討してまいりたいと思っております。

最後に、3つ目のフェーズでございますが、省令にも全て書き切れるということでもありませんで、事業者の方々が実際に色々と対応される際には、御参考にしていただけるガイドラインというものが有用であると考えております。具体的には、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「電気通信事業ガイドライン」という。）及びその解説の改正を外部送信に関して検討してまいりたいと考えております。

更に、電気通信事業ガイドラインや解説に盛り込むのか参照するのか等位置づけはありますが、事業者団体、事業者、また消費者団体の方々の色々な御意見をお伺いしながら、既にもう導入されているベストプラクティスが様々あると思いますので、例えばどのような画面遷移で、どのような形で消費者の方々に説明をしていくのかということについてとりまとめをしたり、また事業者の方々にしっかり取り組んでいただいたことについて、利用者の方がそれを御理解いただけるように、利用者向けの周知・啓発についても、色々と事業者団体、消費者団体の皆様方からもお知恵をいただきながら、官民連携して把握・検討していければと考えております。

電気通信事業ガイドラインにつきましては、年内にパブリックコメントにかけた上で、今年度中のとりまとめを目指していければと考えております。改正電気通信事業法につきましては、公布から1年以内に施行ということになっておりまして、施行期日はこれから定まりますが、十分に時間的余裕を持って御準備いただけるように、電気通信事業ガイドラインについては年度内に策定を目指して検討してまいりたいと思っているところでございます。

スケジュールについては以上でございます。

続きまして、資料2について御説明をさせていただきたいと思っております。1枚おめくりいただければと思います。

まず、1枚目、2枚目が6月13日に成立しました、改正電気通信事業法の内容についてお示しをしたものでございます。まず1の規律の対象でございますが、電気通信事業者又は第3号事業を営む者ということで定められております。※2にございますが、「内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る」となっておりまして、ポジティブリスト方式で、総務省令で定める電気通信役務を提供する者が対象になるという形になっております。

2でございますが、規律の内容でございますが、この電気通信事業者又は3号事業を営

む者が、電気通信サービスを提供する際に、その情報の外部送信を指令するための通信を行おうとするときに、利用者に確認の機会を付与するというごさいまして、確認の機会を付与する方法として、3つの方法があるということで、（1）通知又は容易に知り得る状態に置く、（2）同意取得、（3）オプトアウトという、いずれかの措置を取ることをごさいまして、これを新たに義務づけるといったものでございまして。

（1）通知又は容易に知り得る状態に置くつきましては、「総務省令で定めるところにより」ということになってございまして、総務省令で定める要件を満たすことが求められることになってございまして。また、お知らせする内容でございまして、①情報の内容、②情報の送信先、また③その他総務省令で定める事項ということになってございまして。

それから2ページに行ってくださいまして、2つ目の方法としては（2）同意取得ということで、利用者が同意しているということでごさいまして。3つ目が、（3）オプトアウトということでごさいまして、こちらにつきましては、①にごさいまして、利用者に関する情報の送信又は利用者に関する情報の利用のいずれかを停止する措置を講じているということでごさいまして。また、オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法、その他の総務省令で定める事項について、利用者が容易に知り得る状態に置いているということをごさいまして。

それから、最後の項目でございまして、措置を取ることが不要とする情報というのごさいまして。これは、いわゆる送信することが必須の情報ということでごさいまして、①にごさいまして、利用者が当該電気通信サービスを利用する際に送信することが必要な情報は「符号、音響又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報、その他利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報」ということになってございまして。

また、②といたしまして、いわゆるFirst Party Cookieなどにつきまして、それを振り出した電気通信事業者又は第3号事業を営む者に送信される場合については、措置を取ることが不要という形になってございまして。

3ページに行ってくださいまして、下線が引かれている部分が総務省令で定めることとされている事項でございまして、これが5つございまして。この5つが今後検討していく際の主な論点になると考えてございまして。

論点1は規律の対象となる電気通信役務の範囲でございまして、また論点2・論点3は通知又は容易に知り得る状態に関するもの、論点4はオプトアウトに関するもの、論点5

は措置を取ることを不要とする情報に関するものでございます。

この後、順にこの論点ごとに、どのようなことを検討していく必要があるのか、どのようなことが考え得るのかということにつきまして資料を作成しておりますので、御説明をさせていただきます。

まず論点1でございますが、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務とは何なのかということでございます。まず①にございますように、電気通信役務の内容はどのようなものが考えられるのかということでございます。これはあくまでも、現段階では例でございますが、例えばということで、以下のような電気通信役務が対象として考えられるのではないかとということで、この青い四角の中、これは登録・届出が必要となる電気通信役務でございます。現在、電気通信事業者となっていられる方々が提供している電気通信役務でございます。だいたい色の四角のほうでございますが、登録・届出が不要という、いわゆる第3号事業の関係の電気通信役務でございますが、この中で、ポジティブリスト方式で利用者数も多く普及しているもの、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられるものについて規定していくということが考えられるのではないかとということで、具体的にはオンライン検索サービス、SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、各種情報のオンライン提供などがあたるのではないかと考えております。

5ページを御覧ください。利用者の範囲でございますが、ウェブサイトを通じたサービス、またアプリを通じたサービス両方が想定されるのではないかと考えております。次に利用状況でございますが、こちらについては、ウェブサイトの閲覧数やアプリのダウンロード数などによって利用状況を勘案してはどうかということで、こちらが全部合わさりますと、④のところの最後、③と書いてあるところでございますが、ウェブサイトを通じた電気通信役務につきましては「ウェブサイト中のいずれかのウェブページにおける月間のページビューが〇〇以上」といったこと、またアプリを通じた場合は、「アプリケーションの累計ダウンロード数（アップデートに伴うダウンロード数を除く）が〇〇以上」といったような考え方があるのではないかと考えております。例えば、ウェブサイトの場合は1,000とか、アプリの場合は1万といったような数なども考え得るのではないかとということでございます。

次に論点2に移ります。こちらが非常に重要な論点、利用者が実質的に確認の機会を付与するために検討していくべき項目になります。利用者に通知し、又は利用者が容易に知

り得る状態に置く際にどのような要件を満たすべきかということでございます。

まず、①でございますが、共通的に満たすべき要件として、どのようなものがあるのかということでございます。こちらについては様々御議論いただければと思いますが、例として、日本人の国民の皆様が実質的に確認するためには、日本語で記載することが重要ではないかと、また専門用語を避けて、平易な表現を用いることを挙げております。

また、多くのタグや情報収集モジュールがある場合など、通知する事項が多くなる可能性もございますが、それを分かりやすく伝えられるように階層化など工夫をしていただくということで、最初の画面については、スクロールをあまりせずに全体が表示できるぐらいの分量で、超大なものにはしないといったことも考え得るのではないかと思います。また、文字も適切なサイズで表示されるようにということ、また送信先ごとに、送信される情報の内容と利用目的が分かるようにするということが考え得るのではないかと思います。

それから次に、特に通知する際に満たすべきと考えられる要件でございます。こちらについても、どのような要件かということをお議論いただければと思いますが、この例のところを書かせていただいておりますように、これはベストプラクティスに近いかもしれませんが、情報送信指令通信が行われる際に、通知すべき事項、又はその通知すべき事項を表示したウェブページの所在、URLなどについて、ポップアップなどによって能動的に通知するといった方法が考え得るのではないかと考えております。この際にも、階層化などを活用いただくということが考え得ると思います。

ここではポップアップの事例をお示ししておりますが、ここは非常に様々な技術進展もある分野ではございますので、その他ということ、この上記と同等以上に利用者の方々が認識し、理解しやすい形であれば、そのような方法で通知すべき事項を表示するといったことも考え得るのではないかとということで、事例として示させていただいております。

次に7ページを御覧ください。③として特に容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件として、どのようなものがあるかということでございます。こちらについては、まず事例をお示ししておりますが、ホームページの場合でございます。このホームページ、トップページであるとか、若しくは情報送信指令通信を行うウェブページそのもの、またはこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて、容易に知り得る状態に置くべき事項を表示するといったことが考えられるのではないかと思います。

1回の操作で到達できるウェブページで表示するという場合には、ホームページ、又は情報送信指令通信を行うウェブページにおいて、分かりやすく、目立つように接続先、ア

クセス先を示すことが必要ではないかと考えております。

次にアプリの場合ですが、こちらについては、アプリケーションの起動前であるとか、又は、そのアプリの起動後、最初に表示される画面そのもの、若しくは、それらから1回の操作で到達できる場所において容易に知り得る状態に置くべき事項を表示するといったことが考えられるのではないかと思います。この場合においても、それぞれ階層化などをうまく活用するということはあり得、また、その他ということで、この上記と同等以上に利用者が認識し、理解しやすい形で表示するということはあり得るのではないかとということで書かせていただいております。

次に8ページを御覧ください。論点3でございます。通知し、又は容易に知り得る状態に置くべき、その際にお伝えすべき事項はどういうものがあるのかということでございます。

まず①でございますが、送信される情報の内容でございます。これはどのようなものが想定されるかということですが、例にございますように、送信されることとなる利用者に関する情報の項目を一覧にして通知するということも考え得るのではないかと思います。

②でございますが、情報の送信先となる電気通信設備でございます。こちらについては、情報の送信先となる電気通信設備を設置する者、若しくは電気通信設備の機能を利用する者ということで、実質的な情報の送信先を知りたいわけでございますので、サービス提供を行っている企業の名称などを実際には記すということが一般的になろうかと考えられます。

次に9ページを御覧ください。③その他総務省令で定める、お伝えすべき事項でございますが、例えばどのようなものがあるかということで、送信される情報の利用目的と、また第三者提供など、その他参考となる事項も含むといった考え方もあるのではないかと思います。また、オプトアウト措置その他利用者の関与の方法につきましても、ある場合には記載すると非常に参考になりますので、記載してはどうかということでございます。

次に10ページを御覧ください。論点の4つ目でございます。オプトアウト措置に関するものでございますが、オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法、その他の総務省令で定める事項というものについて、利用者が容易に知る得る状態に置いているということが求められるわけでございます。これをどう満たしていけば良いかということでございます。まず①でございますが、オプトアウト措置を講じていることにつきましては、どのように満たしていけば良いのかということでございます。

ここの例のところにございますように、先ほど、その容易に知り得る状態に置くというときに書いていたものと基本的には考え方は同じでございますけれども、このポップアップなどで能動的に通知するという方法もあるでしょうし、またトップページであるとか、情報送信指令通信を行うウェブページそのもの、もしくはこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて、このオプトアウトの手続を行えるウェブページの所在などについて、お伝えするといったことも考え得るのではないかと思います。

また、アプリの場合にも、起動前とか起動後に最初に表示される画面とか、そこから1回の操作で到達できる場所において示すということが考え得るのではないかと思います。またこの際も、この上記と同等以上に、両者が認識し、理解しやすい形でオプトアウト措置についてお伝えできているということであれば、それも想定し得るということと考えております。

次に11ページを御覧ください。オプトアウトをしたいという利用者の求めを受け付ける方法でございますけれども、どのようなものがあるのかということでございます。こちらについては、その事例として書かせていただいておりますが、例えばメールとか専用フォームへの入力、また最近一般的になってきている部分もございますが、ダッシュボードによる操作などが例えば想定し得るということでございます。

また、容易に知り得る状態に置く方法といたしましては、先ほどもございましたが、日本語で記載する、専門用語を避ける、平易な表現を用いる、また階層化などを活用する、その他利用者がオプトアウト措置に関する説明を容易に読むことができるようにするといったことが考えられると思います。

それから、③その他総務省令で定める事項で、オプトアウト措置を提供する際に、利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項はどういうものがあるのかということでございしますが、こちらについても事例でございしますが、例えばオプトアウト措置の内容、それから利用者に関する情報の項目、どういう情報が送信されるのか、また情報の送信先、それから送信される情報の利用目的といった事項が考えられるのではないかと思います。

次に最後の論点でございます。論点5でございしますが、こちらは措置を取ることを不要とする情報とはどのようなものかということでございます。符号、音響、又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報、その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要なものとして総務省令で定める情報ということでございまして、どのよ

うなものが該当することが考えられるのかということを検討していく必要があるということでございます。

まず①でございます。符号、音響、又は映像を適正に表示するために必要な情報でございますが、どのような情報が考えられるのかということでございます。例えばでございますが、OS情報であるとか、画面設定情報とか、言語設定情報などが考え得ると思われれます。

それから②でございますが、その他総務省令で定める情報として、どのようなものが想定されるのかということでございます。これは電気通信役務を利用する際に、送信をすることが必要な情報ということで捉えられる情報ということございまして、こちらについても例でございますが、ホームページなどを利用している際にも、入力した情報を保持するために必要な情報というのがあります。また、認証をするために必要な情報であるとか、セキュリティー対策に必要な情報、ネットワーク管理に必要な情報などが考え得るのではないかとございます。

そのあとは海外の制度などにつきまして御参考情報をつけておりますので、適宜御参照いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 小川課長、ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、コメントがあれば承りたいと思います。チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まずは佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤でございます。最初に言わないともういけないかのような義務感に襲われているところでございますけれども、それとは別にして幾つかコメントを述べさせていただきます。

全体の方向性としては、多分これから議論するところも多いと思うのですが、大枠を示していただいたことは非常に感謝をしているところでございます。細かい点で幾つか申し上げると、4ページのところですが、この規律の対象について、電気通信事業者法ですと、どうしても事業者ごとに分けてしまうことになるのですが、その事業の内容で分けるという方向にいかないと、なかなかうまくいかないように思います。

おそらく、ここの例で言うと、例えば今我々が使っているオンライン会議システムみたいなものは入るのだろうか入らないのだろうか、みたいなどころがあるので、そこは柔軟に御検討いただきたいと思っております。

あと5ページ目に関しては、本ワーキンググループには技術系の方も何人かいらっしゃるので、ほかの方も言ってくれるのだと思うのですが、規律の対象にするかどうかの際にウェブページのPVとか、アプリのダウンロード数はいかようにもなります。同じウェブページを複数のURLというか、違うページに用意すれば簡単に下げられてしまうので、この基準が良いのかどうかというのは考えた方が良い気がしております。

それから、6ページ目のところはすごく重要なところで、多分ここを我々はどう消費者の方に説明をするのかというところなので、丁寧をお願いをしたいと思います。あと9ページにも関わりますが、送信した情報を何に使うのかということウェブページ側、またサービスの事業者側の方が責任を持って御説明していただく、それを分かりやすく説明していただくことが重要です。

あとはただ、これを我々は事業者だけに頼っていいのかというところもあって、多分この問題というのは、本質的にといいましょうか、何回も出てきてうまくいかないことをあえて言うのですが、各事業者の取組、プライバシーなり通信の秘密に関わる取組を、中立的に評価するような組織を我々は育てていって、そのような組織が事業者の取組とともに、ちゃんと事業者が適切な情報を提示しているのかどうかというところは、見ていただかなければいけないのかと思っています。

あともう一つ、逆に行政に対してはそれと関わるのですが、オプトアウトで情報の利用を止めますと言っても、本当に止められているかどうか分からないし、いわゆる事前に同意を取る場合にも、設定的に情報を取られない設定にしても、本当にそうしているのかというところは必ずしも見えてないところがあって、そうしたところは行政側で、きちんと監視し、また監督していく仕組みを一緒につくっていくことが重要かと思っています。

雑駁でございますけど、以上でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。大きな方向性をまとめていただいて非常にありがたいと思っています。その上で何点か意見を述べさせていただきます。

まず、佐藤構成員とかぶるところもかなりあるのですが、5ページ、規律の対象のところ、電気通信事業法なので、どうしても電気通信役務の定義に関係してしまうということになってしまうのですが、電気通信役務でなくても利用者の多いサイトというのは、アプリも含めてたくさんあります。

これらが漏れてしまって、抜け道ができてしまっている。もちろんこの情報を使ってビ

ビジネスをした場合には、当然、電気通信役務になってしまうのですが、利用者情報を社内の中の分析に使うとか、そのような形になってしまえば、対象外になりますし、このようなものを第三者に無償で提供するというのも、考えにくいのは考えにくいのですが、そのような場合も対象外になってしまい、抜け道を残してしまうと何らか悪用される可能性があると思って危惧しています。

この辺りは、電気通信事業法だけではなくて個人情報保護法と併せて、個人情報保護法が個人情報以外を対象にしないと難しいと思うのですが、今後考えていくべきであろうというのが1点目です。

2つ目は、アクセス数であるとかPV数、それからダウンロード数、このようなもので制限するというのは、根拠が妥当ではないのではないかと感じています。影響が少なくないということの意味とか、定義であるとか、基準というものが、これをつくるというよりもそもそもコンセンサスが全く取れていない状態で、ここの部分を検討していくというのはなかなか難しいと思っています。

ここは、多分この後ヒアリングの場とかそういったところでも、この辺りはきちっと指摘されることだと思いますが、利用者サイド側、こちらの方たちの御意見を丁寧に聞いていく必要があるだろうと思っています。

最後に、6ページ目以降に関わってくるのですが、規律の内容の中で1点、これを加えておいてほしいというのがあります。ダークパターンを排除するため、例えば利用者の判断を誘導したり誤認させるような技術とか方式を禁止する方法を追加すべきではないかと思っています。

私からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは板倉構成員、お願いいたします。

【板倉構成員】 板倉です。たくさんあるので急いで言います。

まず4ページの、電気通信役務の内容でまず切ろうというところがあるわけですが、多分一番問題になるのが右側の一番下の各種情報のオンライン提供で、これは、ニュースサイトは入ると。他方で何が入らないかという、総務省の「電気通信事業参入マニュアル（追補版）ガイドブック」によると、自社サイトは自己のための通信だから入らないという整理になっているのですが、ここは、全く私は分けられないと思っています。

阿部寛のホームページぐらいだったら自分の情報しかないと思いますが、そうではない普通のウェブサイトは色々な情報を発信しているわけで、下手すると広告自体でも各種情

報になるので、分けられないということをどうするのかというのが非常に問題だと思います。

それから5ページの、皆さんが指摘されていたPV数とかダウンロード数とかは、これは客観的な計測がおそらく不可能ですし、これを計測するためにグーグルアナリティクスを入れたら、それが規律の対象になるという問題もあって、相当無理があるので不可能だと思います。これを基準にするのは無理だろうと思っています。

それから7ページとかいろんなところで出てくる、接続先とか、あと送信先となる電気通信設備というのをどう書くかの問題で、これは法人で書くのか、サーバーが置かれている、AWSですとかと書くのか。これはかなり問題ですし、個人情報保護法第28条の規律（外国にある第三者への提供の制限）のような情報は必要なのか。外国にいて、そこの外国の法制度等を言えという話とか、あとは個人情報保護法32条の保有個人データの安全管理措置を公表しろということで、外的環境の把握が個人情報保護法には入っているわけですが、そのような、そのサーバーの場所まで言うのかという問題があると思います。

理想的にはそれも全部含めて言ったほうが良いと思いますが、個人情報保護法の方で、現在、各社が困っているような、SaaSですらどこにサーバーがあるとかを聞き出すのが委託先なのに非常に難しい中で、広告関係のモジュールだけ提供している外国の事業者がきちんと答えるとも思われず、非常に問題だろうと思っています。

それから8ページの除外になる通信のところですが、①の方が基本的には環境変数で、②の方でFirst Party Cookieを想定していると思いますが、Third Party Cookieで環境変数を取る理由があまりないので、First Party Cookieは抜くと言ったら、環境変数の話ではほとんどなくなってしまふのではというのが単なる感想としてあります。

それから全体を通じてですが、今でもCookieの送信先を一生懸命書いているサイトというのはあって、例えば、もう実名で出しますが、朝日新聞は、すごく会社の真面目な性格が出ていて、ずらっと並んでいるのですが、はっきり言って分かりません。ずらっと並んでいて、ここがオプトアウト先です、となっても分かりません。3分の1ぐらいは知っている会社名が出ています。Google、Facebook、TikTok等は載っていますが、本ワーキンググループでも何回も指摘させていただいていますが、広告関係事業者はBtoBなので、真面目に書いていただいても、消費者からすると全く情報量がないのです。一個一個URLで、オプトアウトのリンク先が書いてあって、おそらく示し方としては満点だろうと思いますが、全く分からないのです。

実際本ワーキンググループでも野村総合研究所の調査で、ずらっと並んでいても意味がないとなっています。今だからそのように割と真面目にやっているところは全部駄目だと言って、ひっくり返して、こういうやり方にしなさいというふうに行くのか。野村総合研究所の調査で、意味がないというのが分かっているけど、今そうやってやっているところはオーケーだという線でいくのか。その大きいところを決めないといけないと思うので、ぜひ議論させてください。

以上です。

【宍戸主査】 板倉構成員、ありがとうございました。それでは古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古屋です。私も幾つか細かいことも含めてございます。

まず4ページのところで、事業者ごとに、法律上ならざるを得ないのだとは思いますが、利用者側からすると本当に分からなくて、むしろサービス内容ごとに分けていくということが将来的にはぜひ検討してほしいと思うところです。

次の5ページのところです。利用状況について、これは皆さんがおっしゃっていますが、ウェブサイトの閲覧数等で分けるというのは反対です。と言いますのは、利用状況で分けることで、要するに少ないことで、そのユーザーの利益だとか不利益が変わるのかといったら、そんなことはないわけで、利用状況は関係ないのではないかと思います。

あと6ページのスライドのところ、これ以降もそうですけども、例えば1として「共通的に満たすべきと考えられる要件」で、2が「特に通知する際に」という、こういう分類になっています。それで、7ページのスライドを見ると、また「特に容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件」と、この分類自体が非常に分かりにくくて。むしろ、例えば、後のアメリカの法律なんかにも出てくるのですが、表示に関するものなのか、通知に関するものなのかというところで、分けた上で、どういうことが要件として必要なのかといったような分類にするというのも必要なのかと思っています。

その上で表示について申し上げると、専門用語を避けることは当たり前といえども、専門用語を使わざるを得ないケース、あるいは事業者として専門用語だと思っていない、一般的だと思っても、ユーザーとしては分からない用語もあるわけで、そういったときに、そのページにたくさん載せるとかえって分からなくなるので、例えばポインターを、そこのところを見ると表示されるとか、いろんな工夫が実はあると思います。

そのような工夫も必要かと思えます。

あと、板倉構成員もおっしゃっていたのですが、表示が分かりやすくされているかのように見えても、それがどのような意味を持つのかというのがユーザーにとっては分かりません。ここは事業者にとっても大変だとは思いますが、明確かつ意味のあると、これも後で出てくるアメリカなどでの表示のところで要件として書かれている内容ですので、そういったところで、「意味のある」といった言葉をつけるというのも非常に重要ではないかと思えます。

あと、その通知の際に必要な内容として、例えば、できるだけ容易にたどり着くというようなことも書かれているのですが、そうは言っても、なかなか見つけられないとか、分からないとかというのはあるので、例えばホームページならばトップページにバナーで、利用者に関する通知だとか、同意だとか、あるいはオプトアウトに関する情報が分かりやすくまとめていただけるというようなやり方もあります。単純に、容易にたどり着くというのではなくて、もう少し具体的な内容を知らせていただいても良いかと思いました。

それと、8ページ辺りだと思うのですが、ユーザーに知らせる情報の中で、例えば同意であるとか、オプトアウトだとか、形式的な内容を知らせるだけではなくて、メッセージとして、それが例えば通信の秘密であるとかプライバシーとか、そういった関わる重要な情報だと、あなたの重要な情報ですといったようなところをしっかりと知らせることで、ユーザーがきちんと見るといったことも可能になるので、そういった工夫が要るかと思いました。

それで、10ページで例えばオプトアウト、これも形式的になりやすいので、重なるところもありますけれども、オプトアウトがどういう意味を持つかということに加えて、オプトアウトした結果どうなるのか、自分のサービス利用の状態との関係もぜひ明示してほしいと思うところです。

最後に、これは佐藤構成員がおっしゃっていたのですが、利用者にとっては、同意なり、様々な手続をしても、本当に事業者がそのとおりにやってくれたのかとか、あるいは問題はなかったのかということを確認することが実はできないということがあるわけです。

事業者にとっても様々な規律をされるということが、ビジネス上不都合であるとするならば、少なくとも説明責任という形で、その報告なりを、事業者がユーザーに対して、これは一人一人にする必要は必ずしもないと思いますが、ホームページ上なりでも構わないので、どのような結果だったのかというようなことであるとかをぜひ報告をするといった

ところは説明責任の観点からも必要ではないかと思ひますし、ユーザーが、事業者がきちんと責任を果たしたのかというところをある意味確認していくことにもなると思ひるので、そういった方法も考へていただけると良いのではないかと思ひました。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。今の段階ではあまり個別の論点に入ってもあれだと思ひますので、3ページだけお示しいただいて、全般的なことについて申し上げたいと思ひます。

まず、論点1の義務の範囲、電気通信役務の範囲ですが、これも皆様すごく御意見がそろっていて、全くそのとおりだと思ひのですが、本ワーキンググループでの検討では特にそのような影響が少ないものを何らかの形で除くという考へ方はなかったと思ひますし、何しろそのアクセス数が少ないからといって、その利用者に対する影響が少ないということにはならないわけではなからず。特徴的な情報、マニアックな情報であれば、それはそういうところにアクセスしているということは顕著な特徴ということになるわけではなからず。

また、先ほど佐藤構成員がおっしゃったような技術的な問題もありますので、ここはできるだけその制限のないふうにしていくしかないと思ひます。もちろん法形式的には、少なくないものを定めるというふうになっているので、難しいです。少ないものを定めてそれを除くのだとしたら、特に定めないということもできたと思ひのですが、いずれにしてもそこは皆さん、そんな制限は難しいと、寺田構成員も、板倉構成員もそのような御意見でしたので、それは方向性としてそういうふうにしていくべきなのかと思ひております。

もう一つ大きなところとして、第27条の12が通知又は容易に知り得る状態に置くことと、ただしその同意を得ていたりとか、オプトアウトの仕組みがあつてオプトアウトしていなかつたりしたら良いという規定になっています。現状はそうなっていますので、例えば色々な事業者が今既にやっている取組が、そのオプトアウトを、導線を設けている取組が、それが駄目ということにはならない。オプトアウトとしては認められないとしても、通知又は容易に知り得る状態の方でいけていますねということに、今はなるのだと思ひます。

だからそういう意味では、現状の取組に駄目出しするということにはならないと思ひます。それでは、オプトアウトの話をしなくて良いかというところ、そんなことは全然なくて、どのようなオプトアウトならきちんとしたオプトアウトなのかということ、利用者の保護になるオプトアウトなのかということのをしっかり議論すべきだと思ひます。それは板倉構

成員の御指摘のとおりだと思いますし、同時に、第27条の12には、同意のある場合は良いというのがありますので、今、論点5つの中に入っていないが、その同意がどうかという話もしておいたほうが良いと思います。

現状では、同意の要件を厳格にしたり、オプトアウトの要件を厳格にしたりすると、私は通知又は容易に知り得る状態というふうになってしまうかもしれないのですが、それは今後の法制度を全体として考えていく中で、例えば論点1はこのままで良いのかという話はある、既に出ているわけなので、そういうところで話していけば良いのかと思いますので、今のところはベストプラクティスといったら変かもしれませんが、オプトアウトとかその同意の話というのも、御指摘のようにしっかりしていくべきだろうと思います。

論点5だけ、各論的なことを今から申し上げておくと、これは確かに認証に必要とか、セキュリティー対策に必要とか、画面設定とか、言語設定情報とか、そのようなものは必要な情報だと思うのですが、そのような必要な情報だから義務が全く分からなくなるかというとなんかそうではなくて、そのような必要な情報としてのやりとりをしても、その別途の動画みたいなものが典型だと思いますが、それを広告に使うとか、そういったことというのはあるわけなので、これこれこういうセキュリティー上必要とか、画面設定上必要とか、言語設定上必要であって、他の目的でそれら以外の目的で使われないことという縛りをしておかないと、これに必要だから通知・公表不要ですというのはおかしい話になると思います。

以上です。

【宍戸主査】 森構成員、ありがとうございました。事業者ヒアリングの後、全体での議論も予定はしていたのですが、時間が押しております。生貝構成員、小林構成員からそれぞれ手短にいただけますか。

【生貝構成員】 分かりました。少し手短に。ありがとうございます。

まず、こちらの資料2につきましては、様々な先生方から重要な御意見があつて、特に個人的にリスクベースで物事を考える必要というものを述べてきていました私も、特にこの利用者の利益への影響も少なくないという範囲は、しかるべき形でリスクベースで考えていただけると良いのかと思っております。

それで本題につきましては、いつもどおり、少し違った角度から、資料1の、今後の進め方について少しだけコメントをさせていただきます。ここについてですが、我々、プライバシーやセキュリティーを含む利用者情報の保護というところについて、様々な形で、

法や業界団体の自主規制というよりは、OSですとかプラットフォーム、あるいはブラウザをはじめとする、このプラットフォーム事業者の、まさに純粋にプライベートなレギュレーションによって守ってきていただいた部分が極めて大きいのだということは皆様も御承知のとおりかと思えます。

それ自体、おそらく多くの場合、非常に望ましい部分というところが大きいかと思うのですが、他方で諸外国を見ますと、ちょうど今週にドイツの連邦カルテル庁が、AppleのApp Tracking Transparencyフレームワークをはじめとする幾つかの取組について、競争法上の調査を始めたり、またその論点に限らず、同様の関連することについて欧州委員会でですとかフランスあるいはアメリカ等の当局も様々な議論や調査を行っていると認識しております。

そして、このようなことが昨今、私も下部ワーキンググループに参加しているデジタル市場競争会議から、論点として日本でも出されて少しずつ議論になり始めてきたところでございます。私はこういった諸外国の議論を見ていて、結構衝撃を受けたのですよね。我々が議論してきた利用者情報の保護という政策と競争政策の議論に、一定の緊張関係が生じる場合があるのだということ。このことは実は私自身も、全くこのことの議論で考えてこなかったというところを含めて、改めてこのテーマについて、プライバシー、セキュリティと、それから競争政策の関係性というものを改めて考えていかなければならないのかということを感じているところです。

もちろん、本ワーキンググループでは、あくまで利用者情報の、ここに特化した形で議論をして、最終的には競争を含めた調整というのは、別のところでしていただくというような進み方もあり得るのかとは思うのですけれども、私自身としては、こちらの本ワーキンググループで両方の観点から含めた議論ができるのが理想的なのではないかと考えております。そのようなときに、今後の進め方というところで、もし可能であれば、今申し上げたような諸外国のそうした取組を分析して、ある程度実態を把握しておく、あるいはここで、ある程度そのような議論ができる、座組も含めた仕組みというものを中長期的にでも考えていく、そのようなことができると、この分野の政策を考えていく上で、大変望ましいのではないかと感じているところです。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。大変大きな御指摘をいただきましたが、本ワーキンググループでできるかどうか、親会のほうで整理をするかということも含めて引き取

らせてください。ありがとうございます。

それでは小林構成員、お願いします。

【小林構成員】 2点だけ手短かに申し上げます。皆さんが御指摘されているとおり、この事業者が入るのかというのは大変大きな問題ですが、非常に広範な事業者が入ってくるとなると、古谷構成員からもありましたように、それぞれの事業者の自助努力で、なかなか全部説明責任などを果たしていくのは難しいのかと思います。

こうしたときに、私はどちらかというところ、今網をかける方の議論ばかりだったのですが、どちらかというところ、これをどうやって運用していくのかというところの視点で、並行して、本日の議論ではないのかもしれないのですが、モニタリングのための例えば認証であるとか、そのような組織とかの議論も行っていないと、網だけかけることになっている、でも気づかない事業者がいて、気づいたとしてもそれをどうやって皆さんに自分で証明していったら良いか分からないというようなこともあるかと思しますので、実際に、例えば個人情報保護法があったときに、プライバシーマークというものが入りました。それと同じようにこの電気通信事業分野でも、何かそういう大仕掛けも考えられても良いのではないかとこのことを考えましたというのが1点目です。

もう一つは、先ほど論点5のところですけども、これは割と固いところが入っている、固い例が適用除外として挙げられているわけですが、もう少し例えば著作権の権利処理をするためにカウントするのに必要ですとか、そのような事例も幾つも出てくるように思いますし、また、このような適用除外というのを探していくと実は正当な事由もあるようにも思えますので、ここはしっかり事業者ヒアリングなどを通じて例を集めていただければと思います。

以上2点でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

それから本日御欠席ですけど、太田構成員からメモをいただいておりますので、これは私から読み上げさせていただきます。

まず、論点の3についてでございますけれども、おおむね例に示された事項に賛成ですが、この③の総務省令で定める事項について、送信先の第三者が用意するオプトアウトの仕組みがある場合にはそのリンク先や方法を示すことが特に重要であると考えています。論点4のような、オプトアウト措置の仕組みを自社で用意できなくても、JIAAなどの取組により、特に広告事業者はオプトアウトの仕組みを用意していることが多いため、送信先

の第三者がオプトアウトを用意している場合には、その方法を示すことを総務省令で定めるべきだと思います。

また、送信先の第三者においてその情報がどのように扱われるかを利用者が知り得るよう、送信先の第三者が公表するプライバシーポリシーを示すことも総務省令で定めるべきだと思います。というのが1点目でございます。

2点目は論点5についてというところでございます。この①の必要な情報についてというところでございますけれども、情報項目によって必要かどうかが決まるわけではないということに留意が必要だと思います。例えばOS情報はセキュリティー対策に必要な情報でもあります。OSの種類によって広告を出し分けるターゲティング広告にも使われます。そのため、OS情報は必要な情報なので、ターゲティング広告に使われたとしても通知・公表の必要はないということにならないようにする必要があります。これは先ほどの森構成員の御指摘にも重なる部分があるかと思います。

また、ウェブサイト内での動画配信をしている場合、例えばYouTubeのエンベデッド機能を用いると、動画配信のための通信だけではなく、広告用のデータ収集のための外部送信も同時に発生していますので、一概に必要なものとすることはできません、ということでございます。

それから、太田構成員からの3点目ですが、例外第3号の当該利用者が同意している情報が論点として示されていませんが、法の趣旨を鑑みずに単に法文だけを見ると、閲覧を続けることにより情報の外部送信に同意したものとしますなどの表示だけをすることや、詳細を示さず、Cookieの利用に同意しますかと表示し、選択者同意だけという対応を行ってしまう事業者が出てくると考えられるため、そのようなことが起きないように総務省令やガイドラインで示すことが必要だと思います、という御指摘があります。

チャット欄で、森構成員と板倉構成員の間で興味深い論争というか議論が展開されていますけど、これは時間があれば後で、事業者ヒアリングの後の質疑応答でまたお伺いすることができればと思っております。

申し訳ありませんが、それでは先に進ませさせていただきます。アジェンダの2、事業者ヒアリングでございます。こちらはまず、冒頭申し上げましたように、本日はお三方から御発表を予定しています。それぞれについて御発表いただいた後、一括して質疑応答をお受けしたいと思います。

そこでまず、モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）、岸原様より資料3、こちら

で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【岸原オブザーバー】 よろしくお願いいたします。それでは、短い時間ですが、プレゼンテーションをさせていただきます。このたびはプレゼンの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。これまでの議論等を全て把握しているわけではないので、的外れの部分も多々あるかと思いますが、専門家でない、多様な見解も重要であるという考えに沿ってお話しさせていただければと思います。

MCFの利用者情報に関する取組としては、総務省のスマートフォン プライバシー ニシアチブ（SPI）に基づいて、モバイルコンテンツ関連事業者向けにガイドライン等を策定しております。スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドラインは、既に御紹介があったかもしれませんが、SPIの解説とモデル案で成り立っております。これにより、あまり知識のない事業者でもアプリケーション・プライバシー・ポリシーを提供できるようになっています。

MCFでは認定個人情報保護団体として、モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針も策定しておりますが、今回はプライバシーマークに関連した基準として、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」を御紹介させていただければと思います。

プライバシーマークにおいては、個人情報だけではなくSPIに従って、スマートフォン等のアプリケーション配信事業者を対象に利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーを策定しております。MCFは審査機関、約20団体ありますが、そのうち、モバイルコンテンツ分野の審査機関として、モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドラインに従って審査を行っております。

プライバシーマークでは、こちらが対象になりますが、要件としては2点あります。まず利用者情報を特定してリスク分析を行う。これは台帳という形で整理をするようになっています。もう一つが、アプリケーション・プライバシーポリシーを掲載する。この2点がプライバシーマークの中での利用者情報の基準となっております。

この中で外部送信に関して、例としまして情報収集モジュールを御紹介させていただきます。先ほどありましたように、非常に海外事業者等も多くて、これを全部調べて書くというのはなかなか難しくなっているのですが、基本的には情報収集モジュールに関しては、それぞれの事業者のプライバシーポリシーへのリンクを設定する等で透明性を確保する取組を進めているという状況でございます。

ここからは、これから皆様方で制度を検討する上で、事業者団体として意見を述べさせていただきます。今回の取組は官民連携して進めるという理念であると同様です。官による法的安定性と民間の柔軟性を両立するための共同規制スキームであると理解しておりますが、そのときにインセンティブとエンフォースメントが連携して機能することが重要だと考えております。

民間の取組は基本的にインセンティブモデルとなっており、強制力が弱くなっています。エンフォースメントのある法規制と組み合わせることで安定的に機能するように思います。一方で法規制は、ローラグ等の特徴から、時代の変化や個別事業への対応が弱いように思います。これまでの日本の制度では、官による法規制と民間の取組が、それぞれサイロ化して連携があまり取れていないという例が非常に多かったように感じています。

私の経験でも青少年へのフィルタリングに関する民間の第三者機関として設立したEMAでは、表現の自由への配慮から、官による法規制ではなく、インセンティブモデルで運営してきましたが、ガラケーからスマホに変化することでインセンティブが低下して継続が難しくなりました。表現の自由への国家の関与をできるだけ避けるという考えから、青少年インターネット環境整備法の法的枠組みで第三者機関を位置づけるということを断ったのは、今で思えば反省点となっております。

今回の規律の策定に当たっては、目的と手段を明確に分けて検討いただければと思います。現在の規制範囲は広く定義されているかと思いますが、今後明確化していくに当たって、根源的なリスクとは何か、規制の目的として保護すべき権利は何か等の原則的な議論が必要だと考えております。

例えば欧米で大きな問題となったケンブリッジ・アナリティカの事件では、民衆の意思をコントロールする高度なプロパガンダを行う兵器のシステムが利用されました。現段階で日本ではあまりそのようなリスクはないように思いますが、今後デジタルツイン等で大規模な情報分析を行うことで、同様のシステムをつくることは可能となってきます。そう考えますと、根源的なリスクとしては、大規模に自動的に継続的に個人情報収集して、個人の意思を、悪意を持って操作するということかと考えております。

そのときに重要なのは、どのような権利を保護するのか。行動経済学では人間は合理的に判断できないと言われておりますが、民主主義の根幹である個人の意思の自由を守るための手段として、透明性の確保が重要であると考えております。

現在、変化の激しい予測不可能な時代になっていると言われております。これまでの明確

性に重点を置いた、形式的な法制度では対応が難しくなっているように思います。そのため、今後の法制度は普遍化、原則主義をベースに構築していくべきではないでしょうか。そのときに、対立する概念の目的を達成するための手段の制約を、バランスを取って判断するEUの比例性の原則の考えは有益だと考えております。

具体的な規律としては、このような制度が考えられるのではないかと思います。まずは原則を明確化することで、手段等の個別規定が時代遅れになったときに変えるべき原則として機能することができるのではないかと思います。ただ原則だけでは具体的な取組が分かりづらいので、具体的な手段としての個別規定を定める、その上で将来のより良い規律のために、利用者のリテラシー、テクノロジーの進化への対応可能性を高めるために、原則に基づき個別規定と同等の規定を認めるバスケットクローズ規定で構成するのはどうでしょうか。

最後に、こちらのほうは付録ということで追加になりますが、欧米ではインテグリティの文化であると言われております。企業においてもインテグリティを重視することが示されているところが結構多くあります。一方で日本は、親密さを基礎としたやさしいインティマシーの文化であると整理できるようです。日本人の文化的志向性は相互的な作用で内部化された倫理感が醸成されるようです。これはおもてなし、クールジャパン等の個別化で発達する基本的なメカニズムになっているかと思います。

キリスト教等の一神教の文化圏では、神につながる外部化された関係性によって、普遍的な価値が共有されているようです。日本における個別化に関しては、多様な文化を醸成するというメリットがありますが、個別化が進展すると縦割りによるタコつぼ化が進んで收拾がつかなくなってきました。個人情報法制度も個別化がものすごく進展しているようで、私の認知限界もそろそろ超えてくるように感じております。そういった意味でも、そろそろ後進に譲って引退しないといけないかと真剣に悩んでいるような状況です。できるだけ原則に基づく普遍化を進めていただきたいと思います。

先ほど比例性の原則を紹介させていただきましたが、アメリカにおいてもIBMのパルミサーノを議長として産業競争力会議でまとめた「パルミサーノレポート」でも同様の考えとして、対抗あるいは矛盾していると考えられる原理が共生的なものになってきていると一大旋回が示されています。立命館大学名誉教授の関下先生によると、このコンセプトをうまく捉えて成長したのがGAFAであったようです。先ほど指摘もありましたが、様々な対立概念の中でそれを、バランスを取って考えていくというのは非常に重要かと思っております。

で、ぜひともお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。岸原オブザーバーだけではなく、私も個人情報の実務等はまだ認知限界を超えていて、よく分からないことがあるので、このような研究会でよく耳学問しながら勉強させていただいていますが、今日は非常に大所高所からお話をありがとうございました。

それでは続きまして、ヒアリングの2つ目でございます。日本インターネットプロバイダー協会、野口様、資料4で御発表をお願いいたします。

【野口オブザーバー】 御紹介にあずかりました、日本インターネットプロバイダー協会の野口と申します。協会では行政法律部会長を務めております。今回から参加させていただきますので、皆様御指導をお願いいたします。

個人的な関心としては、一時期ハンガリーの医学部に進学しませんかというターゲット広告が大量に出てきたことがあって、一体どんなターゲットだったのかすごく不思議に思ったことがあります。これから利用者情報の外部送信の規律について発表させていただきます。

初めに協会の概要です。プロバイダー協会は略してJAIPAと申しまして、全国で唯一のプロバイダーの業界団体になります。1999年の設立で、現在およそ140の会社があります。メインは接続のプロバイダーで、ほかにクラウドやホスティングといったいろいろな会社が入っております。

今回、私たちのメインであります接続プロバイダー、インターネットサービスプロバイダーを略してISPというのですが、その視点からお話を主にしたいと思います。このため、事業者団体の立場ではありながら、インターネットの利用に当たって直接利用者と接する立場でお話ができるかと思えます。

今回の議論では、ウェブサイトやアプリなどが問題になっていると思うのですが、ISPはそのユーザーとウェブサイトなどをつなぐ導管の役割を果たしております。ホスティングの会社になると、そのサーバーをウェブサイトに貸し出したりなどを行っているのですが、ただ、それでもファイルの中身などは触ることができないので、導管に近い役割ということになります。

そして、通信の秘密の重要性について、改めてお伝えするまでもないですが、国民や企業が通信サービスを安心して使っていただくために、そして通信の秘密というものが、国

民の自由と民主主義を守るために、利用の公平、つまりサービスから不当に排除されないことということと相まって、本当になくってはならないものです。「誰がどこにアクセスしたか」というのは、当然その人の思想や内心に関わるものでもありますし、産業機密にもなり得るものなので、通信の秘密そのものと考えています。

そのような通信の秘密というのは、法律上も極めて慎重に扱うことが義務づけられておりまして、本来の目的以外で使うときは利用者の明示的な同意を取得する、捜査機関への開示も裁判所の令状による、といった扱いになっています。

アクセス履歴は誰のものでしょうか。私たちの考えでいうと、それは利用者のものではないかと思っております。海賊版サイトのブロッキングなど、通信の秘密の問題で、私たちが絶対に引き下がれなかったのは、利用者の権利を私たちが勝手に処分できないから、ということです。ISP事業者は、通信をつなぐという以外の目的でアクセス記録を収集することもしませんし、使うことも、ましてや提供することもありません。

このようにISPは通信の秘密を、いわば事業の生命線として守っているわけですが、今は、導管で我々が幾ら頑張っても利用者を守ることがなかなかできなくなっていきます。例えば、現状ということで、Third Party Cookieを例にしてつくってみたのですが、この場合、ウェブサイトと言うなれば仕込まれた道具を使ってアクセス履歴をプラットフォームの方に送っています。ところが、プラットフォームというのは、形式的に見ると、ISPから見ると通信のエンドポイントがありまして、ISPが導管で幾ら頑張っても、通信の秘密を実質的には守れない、そのような状態になってきています。

当然ですが、誰がどんな通信を流しているかというのは、ましてその中身は我々は一切関知ができません。技術的にもend to endで暗号化されてしまっているのです、ISPから見えるイメージというのはちょうどこのような感じでしょうか。今日もいっぱい流れているな、知らないけれどという、そのような感じになります。

通信がISPを通っている場面では、この部分では通信の秘密ということで厳しく守られるのですが、それでは駄目で、アクセス履歴などが集まるようなプラットフォームであるとか、そういったところにも適切な規律が必要だと思えます。というのは、通信の秘密でも、個人情報保護法でも守れないということになってしまうと、そこがすっぽり抜け落ちてしまうからになります。

次にプラットフォームへの規律についてですけれども、少なくとも利用者には自分の情報がどう扱われているのか、それは知る権利があって、勝手に使われないようにコントロ

ールする権利があると思います。私たちが、通信の秘密を「通信をつなぐ」以外の目的で使うときには、原則として利用者の明示的な同意を取って行っています。プラットフォームも本来は同意に基づくべきだと思います。このようなことを企業が一方的に決めるのではなくて、利用者との相互理解の下にやっていくことで、より良い社会を目指していくべきだと思います。

そして、利用者情報を守ることは、利用者を守る基本中の基本だと思いますので、現行法の「通信の秘密」などの概念で守れない部分を守るために、今回の規律というのは必要だろうと思います。説明やオプトアウトといったことは既にほかの分野でもやっていますし、こういったことは日本だけの今、問題ではないと思いますので、国際協調を図りながら、イノベーションとの両立を利用者と共に模索していく、これが健全な市民社会の在り方なのかと思います。

次に、規律の対象についてお話をさせてください。まずISPの通信の秘密保持というのは、事業者の規模に全然関係なく、もちろん通信の秘密はどんな規模でも守るということになっていますから、今回の議論に当てはめるのであれば、規模基準が必要なかどうか、これも疑問に思います。要らないのではないかと思います。

そして、規律の対象が電気通信事業者と第3号事業者だけでいいのかというのは問題として残ると思います。実際には多くのウェブサイトが利用者情報をプラットフォームに送っていますので、これらは自己利用だったり事業性がなかったりして、今回の対象におそらならないのではないかと思います。それは利用者を守るという観点からいえば、不適切というか不十分だと思います。もっとも範囲が大きく広がってしまうと、確実に守れる規律というのがどれぐらいなのか、そういったことは議論しなければいけないかもしれません。

利用者への通知ですけれども、とにかく「何を」、「どこに」、「何のために」送ろうとしているのか、これを利用者が容易に知り得るということは必要だと思います。英語でしかプライバシーポリシーがないといったことも批判されていると思うのですが、最近ではアプリが日本語でつくれるのであれば、利用者の権利についても、日本語のページをつくれると思いますから、そのようにしてほしいと思います。

余談ですが、日本で暮らす人がみんな日本語話者ではないので、サイトやアプリで使える言語できちんとユーザーの権利を説明してくださいと、このような感じにするのが良いのではないかと思います。

長い説明文というのは、これは私でさえ読み飛ばして同意してしまうので、利用者が実質的に読んで理解できる内容、そして、そこに不意打ちのようなものが潜り込むことを許していけないので、標準的な扱いを超えるような不利益があるのだったら冒頭で必ず説明するとか、内容によってメリハリをつけるといったことも議論して良いのかと思います。

これが最後のページになります。オプトアウトについて一言ですが、SNSや検索などというのは、本当に通信サービスそのものと同じような感じで、国民の日常生活や社会生活そのものと言っても言い過ぎではありませんので、オプトアウトをしたとしても、サービスの本質的な部分で、今までどおり使い続けられること、これだけは本当にお願いしたいと思います。

ISPの事業者でも、フィルタリングをはじめ、通信の秘密と関係あるサービスを色々やってはいるのですが、これをデフォルトオンで提供する条件の一つに、総務省では「オプトアウトしてもほかの提供条件が変わらないこと」を課していたと思います。これを参考にさせていただけたらと思います。

長くなりましたけど、私からは以上です。ほかに立石さん、何かありますか。

【立石一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事】 大丈夫です。

【野口オブザーバー】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

それでは、ヒアリングの3件目になります。主婦連合会、平野様より資料5によって御説明をどうぞよろしくお願いたします。

【平野オブザーバー】 皆様初めまして。よろしくお願いたします。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。発表は、私、平野と河村から2人でさせていただきたいと思います。

では、まず2ページをお開きいただいて、ネット上のサービスを利用する際に、私たち利用者が気づかれないままに情報や履歴が外部に送信され、広告などの配信などに使用されているという実態に対して、自分のどのような情報がどこに渡されるのか、どのように利用されているのか、またどのように保管されているのか、自分で確認できるのか、削除できるのかといった不安が私たち消費者の中にはあります。このような点から、規律の内容について、私たちは意見を述べさせていただきたいと思います。

次のページ、3ページから7ページまでですけれども、ここは、今、紹介しました河村

から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【河村主婦連合会会長】 主婦連合会、河村でございます。3ページから交代して説明させていただきます。

ここの3ページで書いていることは、論点に入る前の総務省の資料で言いますと、ページ1のところに書いている規律の内容についてということで、類型が3つ書かれているわけです。これは既に決まっていることのようにですけども、(1)から(3)まで。それに関して、この分け方では、ユーザーにとって少し曖昧なところがあるので、このような解釈でやってほしいということを書いております。法律は変わらないでしょうから、このような考え方で今後の議論を進めてほしいということです。

(1)につきましては、「通知または容易に知り得る状態に置く」ということで、これはユーザーの意思を確認される機会はないもののだけですけども、必要な情報を知らせることだと思うのですが、ここに、情報に加えて、このサービスの利用は情報の外部送信が必要条件であると、言葉の書き方は色々あると思いますけれども、これが使わせてもらうことの交換条件だということがユーザーに分かるようにしてほしいという希望がございます。

あと(2)の同意を取得のところですが、これは今回の論点の中に入っていないのですけれども、これは、私どもとしては、純粋なオプトインの場合の類型にしていきたいと思えます。つまり、こういう外部送信をしても良いですか、に同意しなくても、ノーと答えてもサービスの利用ができるという形をこの(2)の類型とすべきで、同意しなければサービスの利用ができないというケースは別の考え方で扱ってほしいと考えております。

(3)のオプトアウトですけども、これは私たちが、現時点で事務局の考え方とか資料の作り方で、オプトアウトは純粋にオプトアウトのことだけが入っているのかもしれませんが、質問したところ、純粋のオプトアウトだけでなくオプトアウト、イコール、サービスが利用できないということも類型の中の考え方に現時点で入っているようでしたので、念のために、この類型は言葉の本来の意味どおり、情報の外部送信だけをオプトアウトできる、つまりオプトアウトしてもサービスの利用が続けられる類型として考えていただきたいと思えます。

オプトアウトできない場合は、別の類型ということで、新たな(4)、主婦連が勝手につけましたけれども、同意確認というような仮のもので、言わば(1)に同意プロセスを追加したような形になるかと思うのですが、そのような形で、(1)と同様に、このサー

ビスを利用するには情報の外部送信が必要条件であるといったことを、きちんとユーザーに分かるようにしていただきたいと思っております。

次のスライドをお願いします。それで、「通知又は利用者に容易に知り得る状態に置くべき」というところの論点で非常に詳しく書かれているわけですが、この「置くべき」とされている事項というのは、(2)の同意取得であっても、(3)のオプトアウトであっても、あるいは私どもが作り出した(4)の同意確認であっても、同様に総務省の資料に挙げた内容でよろしいのではないかと考えております。「など」と書いてありますし。時間もないのでここは簡単に今後の議論を見させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。ここにつきましても、利用者の範囲でございますけれども、おおむね、ここに挙げられました、総務省の資料に挙げた内容でよろしいのではないかと考えております。

次のページをお願いします。様々な構成員の方たちの御意見も聞かせていただいて、このところに随分、意見が出ていたと思っておりますけれども、私どもも気になっておまして、利用状況とか利用者の利益に及ぼす影響が少なくないということですが、利用者個人にとりまして、情報を取得されることによる影響やリスクは、ウェブサイトの閲覧数ですとかアプリのダウンロード数と関係なく、個人にとっては同じだと考えております。

例えば、この資料にあるような形のやり方を仮にすると、新しいウェブサイトだったり、新たなアプリの場合、閲覧数やダウンロード数が増えるまで何の措置もされないということは合理的ではないと考えております。利用状況によってというか、こういう数によって対象を絞る必要はなくて、情報の外部送信がなされる場合には等しく規律に従うべきというのが消費者団体としての考え方でございます。

仮に利用状況、何らかの線引きをする場合でも、その規律の対象外となる事業者には、ガイドラインなどで規律に準ずる内容を定めていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。ここから交代いたします。

【平野オブザーバー】 論点2から平野がまた御説明させていただきます。

この事務局資料の論点2の1、2、3に例として挙げられているもの全ては、私どもも要件とすべきと考えております。それに加えて背景とか文字についての色もとても大切なものになってくると思っておりますので、この点についても要件を定めていただきたいと思っております。

論点3の9ページ目ですけれども、事務局資料の論点3についていることも全て事項に

含めていただきたいと思います。また、ここでも加えてですけれども、この当該サービスの利用は、情報の外部送信が必要条件であるということもぜひ明記していただきたいと思います。

次お願いいたします。論点4に関しても、事務局の論点と、例として掲げられている全ての事項を含めていただきたいと思います。そして、ここにもう一つ加えていただきたいの、オプトアウトする情報項目を選択できることが望ましいと考えておりますので、こちらのほうも検討していただきたいと思います。

では次のページをお願いいたします。論点5についてです。こちら私どもとしては、こちらの事務局の資料を全てこの中に含めていただきたいと思います。

最後になりますが、この利用者に関する情報の外部送信に関して、徹底した透明性、それから分かりやすさ、漏えいや不正利用を防ぐことができるセキュリティーの管理、利用者による選択の機会の提供を求めていきたいと思っております。

ありがとうございました。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの3社様からの御説明に対して、御質問、御意見があれば承りたいと思っております。チャット欄でお伺いをしたいと思います。

それでは、まず佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。国立情報学研究所の佐藤でございます。

日本インターネットプロバイダー協会の野口様からISPとしての非常に決意表明をいただき、また主婦連合会の平野様、河村様から非常に、今先ほどの質疑でも抜けていた論点を御指摘いただいたところですが、非常にすばらしい御意見をいただいたのですが、私からは、モバイル・コンテンツ・フォーラム、MCF様に幾つか御質問があります。

手短かに質問させていただきますけれども、今回いただいた資料を拝見しますと、加盟されている事業者にと、このようなポリシーを出してほしいというところで、例えば3ページのところを拝見すると、今回、外部通信モジュールに関わる場所なので、ここについて確認をしておきたいのですが、下のところに、「広告等のために情報収集モジュールを組み込んでいる場合は、情報収集モジュール提供事業者のプライバシーポリシーへのリンクを掲載する」とあります。

これも、これ自体は一つの方法なのかもしれませんが、ただ、言い方が難しいのですが、ある種、モジュールを組み込んだ事業者が、ある意味、責任ある情報提供、又は情報の収

集をするのであれば、モジュールによってどのような情報が集められたのかというのを、その事業者側がきちんと説明をするということが多分重要ですし、少なくともモジュールを組み込んで使っている時点で、そのモジュールがどんな情報を集めているのかと知らないで組み込んでいるということは、本来あってはいけないし、到底それは責任のある事業者と言えない状況だと思います。

であれば、単にその規約へのというか、プライバシーポリシーへのリンクを提示するだけではなくて、どんな情報を取得して、モジュールを使ってされているのかというところを、誰がどんな情報をしているのかというところの説明を求めるときと思うのですが、モジュール側の事業者のプライバシーポリシーのリンクだけにとどめるので良いのでしょうか。これがイエス・ノーの質問です。

2点目はこれに関わるのですが、それはあまりよろしくないというのであれば、現在の規定では、ここはそのような、どんな情報を集めているのかというところまではされていないように読めたのですが、そこが何でプライバシーポリシーのリンクでとどまっているのかという理由をお教えいただきたいと思っています。

あともう一点質問があるのですが、今日、今回の御説明では、外部モジュールに関するところでしたけれども、御説明の多くの時間を共同規制に関して、ある意味概念的な御説明をいただいたと理解をしております。共同規制は民間が自主規制を含めて、より強い規律を提示して、それを行政がエンフォースメントするという制度のはずです。今回MCFさんとして、共同規制への推進を御説明されたということは、MCF側として、共同規制のベースとなるような自主規制を既につくられているのか。近い将来、その自主規制を準備されて提示していただけると理解してよろしいのでしょうか。以上3点でございます。よろしく申し上げます。

【宋戸主査】 岸原オブザーバー、お願いできますか。

【岸原オブザーバー】 幾つかの誤解も非常にあるように思うのですが、ここのリンクに関しては、これはアプリケーション・プライバシーポリシーで掲載するという事になっています。基本的には透明性を確保する、きちんと説明するということが重要で、佐藤構成員のおっしゃっているように、何でもかんでも全部説明するというのは、それは理想だと思いますが、先ほどありましたように、海外事業者なども含めて、利用者に対してきちんと情報提供する、透明性を確保するという事で、まずはリンクを掲載ということが重要ではないかということです。これでも許容するという話で、先ほどおっしゃって

いるように、どういう情報をどういう目的でということとは基本的な部分になっています。

それと、共同規制に関してはおっしゃるとおりでして、今回は電気通信事業法の改正ということで、エンフォースメントが策定されておりますので、逆に、今おっしゃっている質問の意味がよく分からないのですが、そこを民間で様々なガイドライン、あるいは考えをまとめて官民連携するというので今回、呼ばれたのだと理解していますが、それに対して、やる気あるのですかと聞かれても、それについて関与をするつもりがあるということで、話をさせていただいています。

MCFが定めている、このアプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインも、総務省さんの、法規制ではない、SPIに基づいて民間の自主的な取組として活動してきています。それと、プライバシーマークに関して、これは個人情報のJIS Qに基づく取組なので、利用者情報は本来関係ないのですが、ここはMCFからの提案の中で、プライバシーマークの中でも、利用者情報の取組を進めるべきであるということで、基準も私が全部つくったんですけど、プライバシーマークの中で取り込んでくるということをやってきております。

そういったことを今後やっていこうということで話をしているのですが、確約してと言われても、それはちょっと。まだ我々としてもどういう省令ができるか分からない中で、今、法律がやっと通った段階で、MCFがどこまでやるということは、正直言ってまだ何の検討もしていません。今回の資料も1週間で策定して、今までやってきたことを出しております。

できるだけその民間の実績のところということに、言い方は悪いのですが、けちをつけずに、それぞれやる気、そこら辺を後押ししつつ、連携して進めていくというのが理想ではないでしょうか。そうしないと、厳密性ばかり追いかけていくと何も得られるものがないような気がします。誤解があったら申し訳ないのですが、以上でございます。

【佐藤構成員】 誤解するような質問しかできなかったということで、批判を受けたところですが、ただ1点申し上げておくのは、民間の取組に対してけちをつけた発言は一度もしていないと思います。それは念を押させていただきます。

前半に関しては、プライバシーポリシーのリンクというのは一つの現実解ではあるのですが、消費者の立場から見ると、それで良いのだ、何でもかんでも提示することはよろしくないのだからそれで良いのだと言われると、なかなか消費者の御理解をいただけないのではないかという観点の御指摘でした。

共同規制に関しては、別に共同規制を反対しているわけではなくて、共同規制をこれだけ推進されるので、MCFで、この業界の取組を主体的かつその先頭に立ってやっていっていただけるのかということを確認したかったという意図でございます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、続いて森構成員、お願いします。

【森構成員】 皆様、御説明ありがとうございました。MCF岸原オブザーバーに1点、意見ですが、ケンブリッジ・アナリティカへの言及がありましたけれども、私としては、日本でないとは必ずしも言えないのではないかと考えています。そのような、ケンブリッジ・アナリティカのようなリスクは日本においてもオープンではないかと考えているところ です。

それから、野口オブザーバーですが、まさにこの検討といいますか、今回の外部送信の規制についての立法事実というのはまさしく導管の部分だけではなく、そのレイヤーに関係なく利用者を守る必要があるということですので、それを踏まえてお立場を明らかにしていただいてありがとうございました。全く御指摘のとおりのことをこの規制によってしようとしているわけです。

主婦連の河村オブザーバーも御説明ありがとうございました。1点、お尋ねしたいのですが、3ページに「規律の内容について」とお書きいただいています。「主婦連が提案する解釈と新たな類型」ということの(1)のところ、「通知又は容易に知り得る状態に置く」というところで、当該サービスの理由は「情報の外部送信」が必要条件であることを明記とあるのですが、これは御趣旨が分かりませんでした。教えていただいてもよろしいでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

【河村主婦連合会会長】 御質問ありがとうございます。分かりにくかったかもしれませんが、要するに外部送信の内容を通知することで、分かりやすく通知しなさいという類型だと思いますが、つまり同意プロセスとかそういうものがない類型で、ユーザーから見ると外部送信されないという選択肢がないという類型だと思えます。その言葉の使い方はあれですが、つまりサービスすることの交換条件だときちんと書いておけということです。ですから、この4つの中で、私たちが考える2番と3番は交換条件ではないパターンです。オプトイン、オプトアウトなので。(1)と新たにつくった(4)は交換条件というか、サービスを受けるならこれを飲めということなので、そういうことが分かるようにしてくださいという意味でした。

【森構成員】 なるほど、大変よく分かりました。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。皆様、説明ありがとうございます。1点だけ岸原オブザーバーに質問させていただきます。

民間の自主的取組は大変期待するところです。また、根源的な議論をしてほしいというところは全く同意いたします。そういった観点でお尋ねしたいのは、リスク分析をするというお話がありました。非常にリスク分析は重要な論点だと思います。その際に、ユーザー側として懸念いたしますのは、一般的にリスク分析をするときに、事業者側は経営リスクの分析をされます。

ただ、通信の秘密であるとかプライバシーであるといったようなことは、いわゆる人権に関わる部分がございますので、経営リスクではなく、当事者本人のリスクといったものを分析する必要があると感じておりますけれども、その点についてどうお考えか、お聞かせいただければと思います。

【宍戸主査】 岸原オブザーバー、お願いします。

【岸原オブザーバー】 これも誤解があると思いますが、リスク分析というのは、プライバシーマークに基づくリスク分析でして、これは経営のリスク分析等は一切入ってきません。個人情報の漏えい等のリスクに対して、取得から滅失までのリスク分析を行うというものに対して、これは既存の取組としてやっていることについて御説明させていただいたというところでございます。

【古谷構成員】 ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに、今日御発表いただいたお三方に対する御質問等ございませんか。

寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 皆様から、新しい論点も含めて御説明いただきありがとうございました。

1点ですが、主婦連合会様のほうで、4つ目の新しい視点というのをお教えいただいたのですが、この中で、気をつけないといけないと思っているものがあります。外部送信そのもの全てに対しての同意取得ではなくて、これは多分、同意を必要とする情報の場合だと思っています。でないと、表示することもできませんといったということになりかねないので、その辺のところだけ少し書きぶりというか、今後の方向性としてしっかりと検討

していく必要があるかと思っています。

ここは、措置を取ることを不要とする情報と言われるものですね。こういったものと、実際に同意を取るべき情報との境目、ここをきちんと明確にしていくということが必要になるのだらうと思っています、というのが、私の意見です。

それから、非常に立場上は難しいのですが、こちらの構成員でありながら、私はMCFの常務理事で、プライバシーポリシーのガイドラインは私が書いていたりするので、今日御指摘いただいた内容は、ちょうど今改定をしているところです。皆さんのここでの議論等というのもそちらに反映させて、十分なものをつくっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

以上です。

【宍戸主査】 寺田構成員、ありがとうございます。ほかに、御意見あるいは御質問はございませんか。もし、おいでいただいた3者の方への直接の御質問ということでもなく、冒頭の事務局からの御発表を含めて、それでは自由討論とさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。皆様も説明ありがとうございました。前半のところでも何人かの方がおっしゃっていましたし、今、JAIPA様も主婦連様もおっしゃっていたかと思うのですが、論点1、対象範囲に関して申し上げたいと思います。

利用者情報の扱いを明確化するという事は、本来は利用者情報を扱う全ての事業者が遵守するというか、遵守を目指すべきことだと思いますので、MCF岸原オブザーバーがおっしゃっていた原則とは何かというと、物すごくざっくり言ってしまうと、「人の情報を勝手に使うのは失礼だよ」と、「きちんと本人に断ってから使いましょう」ということだと思うのです。それが原則だと思うので、電気通信事業はこんなに大事だからという説明には、従来から少し違和感があったところです。

その意味では、電気通信役務の内容で云々する基準を設けるということは、あまり関係ない気もすると思っています。むしろ、横串的な個人情報保護法の考え方と近い考え方のほうがなじむのかと思っています。

それと同様の話ですが、影響が少なくないということに関しても、皆さんから御意見があったとおりで、単にそれは数値で切るということは、影響を受ける人の数が多いだけの話で、ここは全く主婦連様と同じ意見ですけれども、利用者個人から見たら、自分がどうい

う目に遭うかという、不適切な取扱いを受けるということへの自分への影響は同じですし、むしろ小規模のところで、悪意のあるアプリなどもありましたので、心配もあります。

だから、このラインの引き方は、数値で切るというラインの引き方はどういうことかといったら、影響を受ける人が多いから規律する必要がある、のではなくて、影響を受ける人が多い場合には、もし当該事業者がきちんとやっていなかった場合には、市場全体の、というか電気通信サービス全体の信頼が揺らいでしまうから、ガイドラインに任せるのではなくて、行政の関与が必要だと、そこにかかるのかと思っておりました。

やらなければいけないのはみんなやらなければいけない。ですが、行政の関与が必要なのは一定のラインを超えたらということで、そういうラインの引き方をするのであれば、業法からのアプローチが便利なので、電気通信事業法が良いのかもしれない。ですが、もちろんそれによる限界、そのサービスの横展開という意味では限界もあるので、外れる部分を、個人情報保護法との相互に外れる部分を補完的にし合うという位置づけで考えていただくほうが良いというのが、長くなりましたが、論点1に関する意見です。

それと、論点2に関してですが、これはむしろ御提案のような形で、容易に知り得る状態になっているかどうかというのは、省令に落とす前に、今あるのがどういう評価なのかということをいろいろ見てみる、ワークショップといったことを、アメリカのFTCはよくやっていましたが、実際にある例を見て、これは分かりにくいよねとか、この言葉は独りよがりだよとか、これは専門家にしか分からないねとか、何も説明していないではないかとか、そういうみんなですっ込みを入れるといった機会を、もし時間が許せば、やっていただけると良いかと思えます。

その上で、考えている案文に、これだったら案文に合致する、これは別の言い方をしないとこれは拾えないけど、悪くはないねとか、そういうことができるのではないかと思えました。個人的には前回も申し上げましたが、「アプリが」という主語にするのはやめて欲しいと相変わらず思います。それが論点2です。

もう一点だけ。論点5に関して、例外の話ですが、措置不要の情報ではなくて目的ではないでしょうか。これは太田構成員の御意見と同じでございます。あと、これは要らないねという正当な理由があるものを限定列挙、ポジティブリストで列挙していくのは結構大変だと思いますので、むしろこれは絶対に言わないと駄目というNGの方を特定して、それ以外は全部措置不要と、一応取得というのもありかと思ったのですが、法技術的に可能か分からないところです。

利用者から見ると一番嫌なのは、広告と、広告ではないかもしれないがプロファイリングされることだと思うので、その2つについては絶対言って欲しいと思います。それ以外は、利用者としてはそんなに気にならないかもしれませんが、オーケーなものであっても書いておいてくれた方が良いといったところはあるので、それを推奨事項として残していただくといったことが考えられないかと思いました。

以上3点です。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございました。それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 何度もすみません。1点だけ総務省にお聞きしたいのですが、今回、エンフォースメントに関しては一切触れられていないです。この省令といった今回のものに関して、罰則規定であったり、そのようなエンフォースメントの面というのはどういう形になっていますでしょうか。どういったことが検討されていますでしょうか。よろしくをお願いします。

【宍戸主査】 事務局、お願いできますか。

【小川消費者行政第二課長】 皆様、貴重な御指摘ありがとうございます。総務省の消費者行政二課の小川です。

エンフォースメントについての御指摘でございますけども、これは電気通信事業法上のエンフォースメントが基本的にかかってきておりまして、例えば業務改善命令であったり、あとは問題があるときには報告聴取、そのようなエンフォースメントがございますし、業務改善命令に従わない場合については、罰則についても担保されているということでございます。また、実際に従っていないということが明らかになった場合には、その業者名を公表するといったようなエンフォースメントも可能ということになっております。

以上でございます。

【寺田構成員】 ありがとうございます。今回、新たに加えられるこの部分も全部、電気通信事業法のエンフォースメントがかかるということで理解しました。ありがとうございました。

【宍戸主査】 併せて板倉構成員から、「監督執行は本省ですか、地方局ですか」という、なかなか御質問がございますけれども、この点は小川課長、いかがですか。

【小川消費者行政第二課長】 板倉構成員、御指摘ありがとうございます。

基本的にこれは個別の事案に応じてという形にはなるかと思いますが、ある程度定型化してくれば地方局ということも想定され得るかもしれません。しかし、最初のときには本

省において検討していくものと思われます。詳細についてはまた今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。それでは、お時間があるようですので、少しだけまた、先ほどの論点の各論について申し上げたいと思います。

一つは、今回「容易に知り得る状態」とは何かということが問題となっていて、あとオプトアウトの告知についても、どのような形で知らせるかということも問題になっていますし、それからさらに言えば、同意の有効性とも関係すると思うのですが、それらをまたいで、先般、野村総合研究所の調査でお示しいただいた、外部送信について「何となく知っている」も含めて3割ということがあると思います。つまり何が起きているか、皆さんは御存じないわけですね。

ここでは構成員の先生方は全て御存じで、ああすべきである、こうすべきであると言っているわけですが、一般の人は御存じない、それを前提に、その状態で「容易に知る」というのは何か、ある程度分かっている人が「見せられて容易に知り得る」というのと、全然知らない人が過半数である場合に、その「容易に知り得る」というものと当然違ってくると思いますので。それは基本的にはポップアップを基本にさせていただいて、プッシュですよ。

ウェブサイトの1ページ、最初のページにトップページに書いていただいているとしても、これは分からなければ、それは当然のようにスルーなわけで、知らない人が見て、「これ何だろう」と、「こんなものが出たけど」と思っただく必要があるので、基本はそのポップアップになるのではないかと思います。そして、様々なところで、「何となく」も含めて3割というところに注視して、制度設計を考えていく必要があるのではないかと考えております。

もう一つ申し上げると、これまた論点1で、皆様、さんざん事業者にそんな制約があるべきでないということをおっしゃっていますので、余計なことを付け加えているのかもしれませんが、小さな事業者であったとしても、ウェブサイトにタグは置きます。ウェブサイトまで手が回らないということだったら、それはスタートアップだから仕方ないですね、ということはあると思いますけれども、タグは置きます。情報収集モジュールは置きます。でも、通知・公表はしませんという、そういうスタンスというのではないかと思いますので、

そういう意味でも、制限があつて、小さいからやらなくて良いという話ではないのかと思つております。

以上です。

【宍戸主査】 森構成員、ありがとうございます。ほかに御発言等ございますか。全体を振り返つても結構ですし、新たな点でも、また御報告に対する御質問でも結構ですが、いかがでしょうか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局からよろしいでしょうか。

【宍戸主査】 小川課長、お願いします。

【小川消費者行政第二課長】 まず、構成員の先生方から本当に貴重な御指摘をありがとうございます。また本日御発表いただいた、ヒアリングに応じていただいた方々も、大変短期間にもかかわらず、充実した御発表をそれぞれいただいて、本当に感謝いたします。

たくさんいろんな御指摘をいただいているところで、また整理をしたいと思つますけども、1点、論点1のところについては非常にたくさんの御指摘をいただいたところでございます。御指摘はそれぞれ本当に理解できるところではございますけれども、基本的には今回成立した改正法の条文において、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務ということになっておりますので、これをどういうふうを考えるのかというベースで考えてまいる必要があるのかとは思つておまして。

今日の中でも、リスクベースで考えるといったような御指摘を生員構成員や沢田構成員からもいただいております、そのリスクがどういうときには高いのか、電気通信サービスの信頼を確保する上で、特にリスクがあるところについてしっかりと規制が及ぶようにしていくという御指摘だったかと思つます。ただ、直接法令の適用にならないところは何もしなくていいのかというところではなくて、そちらについても電気通信事業ガイドラインなどを参照にしながら、望ましい取組として行つていただくということも当然視野に入れていくということかとは思つております。また今後、御相談させていただければと思つます。

以上でございます。

【宍戸主査】 課長、ありがとうございます。それでは、ほかにいかがでしょうか。

佐藤構成員からチャットで、特に主婦連様の御発表に感謝申し上げるという趣旨のコメントがありましたけれども、ほかに何か御発言等はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

【佐藤構成員】 佐藤でございます。

【宍戸主査】 お願いします。

【佐藤構成員】 今日御発表いただいた3つの団体の方に本当に、多分かなり短時間というのは想像つくところなので、御対応いただきありがとうございました。ということで、何をチャットで書いたのかというと、皆さんいろいろ団体には個性があって、それぞれのお立場で対応されたと思うのですが、おそらく主婦連様がお出しになられた資料は、事務局が出したであろうお題に対して正面切って非常に回答されていて、こういう言い方は失礼ですが、技術系の団体ではないので、ここまで技術的に答えていただいたことについて、非常に我々は感謝しなければいけないですし、今後こういったインターネット系の事業者の活動を、主婦連さんがよりウォッチしていただいて、問題があれば御指摘いただけるような活動も今後検討いただけるとうれしいと思っております。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日のところはここまでとさせていただきますと思います。次回以降も事業者、関係者の方にヒアリングを丁寧にさせていただいて続けていくと同時に、これは今のところ資料1で事務局からお示しいただいたとおり、まず基本的な考え方を整備するという夏の陣でございまして、その後、秋の陣、冬の陣と陣を重ねて、最終的な省令、あるいは電気通信事業ガイドライン等についてつくっていくということで、本日おいでいただいた3団体はもちろんでございますけれども、引き続き多くの方から御意見や御指摘を受けながら、大変影響の大きい、新しい規制でございますので、それについて、しっかり議論していきたいと思っております。

今回、本ワーキンググループに冒頭申し上げましたとおり、多くの団体の方にオブザーバーとして関わっていただくことになりましたが、引き続き御協力をいただきたいと思います。もちろん、これまでの本ワーキンググループの構成員の方々にも、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、その他事務局から御連絡事項がございましたらお願いをいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございました。次回会合につきましては、来週の6月22日水曜日の9時30分から12時までを予定しております。事務局からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、プラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第15回会合を終了とさせていただきます。皆様、お忙しいところ御出席いただき、また活発な御意見をいただき、ありがとうございました。3団体の皆様にも御礼を改めて申し上げます。それでは、これで散会といたします。